

委員会の進め方

第1回(11月15日)

課題と対応策の骨子について審議

11月17日 円山川・由良川等被災地現地視察

第2回(11月29日)

緊急的に対応すべき事項のとりまとめについて審議

12月2日に「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」をとりまとめ

第3回

具体的な施策について審議

- ・リアルタイム情報の把握・活用
- ・身近な災害環境情報を平常時から共有する社会への転換
- ・地域の水災防止力の向上

第4回

具体的な施策について審議

- ・防災施設の機能の維持向上、管理水準の適正化
- ・防災施設、情報、土地利用が一体となった多様な治水計画の樹立

総合的な政策提言(案)について審議

最終回(17年春予定)

総合的な政策提言のとりまとめ

12月10日予定

の策定
緊急アクションプラン

諸制度等に
反映

(仮称)の策定
豪雨災害対策推進計画

諸制度等に
反映

豪雨災害対策緊急アクションプラン

平成16年12月10日
国 土 交 通 省

今年の一連の深刻な豪雨災害から明らかになった新たな課題に的確に対応して、自然災害に対して安全で安心な社会の形成を図る必要がある。

国土交通省としても、これまでの災害対策を抜本的に改善していくこととしており、平成16年11月11日に社会資本整備審議会河川分科会に豪雨災害対策総合政策委員会を設け、改善すべき内容について審議いただいていた。来春を目途に全体の提言がまとめられる予定であるが、緊急的に対応すべき事項については12月2日に「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」としてまとめられた。

国土交通省としては、この緊急提言を受け、別紙の通り、各種施策について時限や数値目標を設けて緊急的かつ強力にその具体化を図るものとし、関係機関と密接な連携を図りつつ、速やかに制度創設の予算要求や法的措置の検討をはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

なお、同委員会が来春を目途に引き続き審議を進められ全体を通した提言がまとめられ次第、それらについても具体化を図っていくこととする。

(別紙)

| 実施する施策 | 期間・数値目標等 |
|--|---|
| 1. 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実 | |
| (1) 中小河川等における洪水予測等の高精度化 | |
| 局所的降雨予測データを活用した中小河川の短時間での洪水予測情報の提供 | 平成16年度中にガイドラインを作成し、平成17年度以降5年間で、一級水系の主要な中小河川約900河川についてシステムを整備。主要な二級水系の約1000河川については準備の整った河川から順次実施。 |
| 海岸地形等を考慮した海岸域ごとの高潮予測情報の提供 | 平成17年度は予測モデルを構築し、平成18年度から東京湾など4箇所を試行。 |
| 局所的降雨予測データの活用による従来より早い「土砂災害警戒情報」の提供 | 平成16年度に市町村への提供を試行。平成17年度以降3年間で、市町村、報道機関等への提供を全国で実施。 |
| 中小河川での水位計テレメータの整備による情報空白域の解消 | 平成17年度以降5年間で、約500地点について水位計テレメータを整備し、背後に人口・資産を抱える全ての河川でのリアルタイムの水位情報の把握を可能にする。 |
| 海域の各機関の潮位・波高データの標準化・共有化などによる迅速な情報の把握 | 平成17年度以降5年間で、瀬戸内海、東京湾、伊勢湾、大阪湾、有明海の高潮のおそれのある主要な5地区について、各機関の潮位・波高データについてデータ形式を標準化し、共有化するシステムを整備。 |
| (2) 受け手の判断・行動に役立つ河川等情報の提供 | |
| 氾濫域での浸水状況の情報提供 | 平成16年度にマニュアルを作成。平成17年度以降3年間で、すべての一級水系の一部の区間で試行。中小河川については、情報の把握・提供手法について検討後、具体化。 |
| 大河川の破堤後の氾濫による浸水区域や水深等について予報の実施 | 洪水予報の一部とすることについて、次期通常国会に向けて水防法改正を検討。 |
| 住民からの土砂災害の前兆情報を収集し、行政からの避難情報等を伝達する双方向システムの全国展開 | 平成17年度以降3年間で、過去10年間に大規模な災害を受けた約400市町村で実施。 |

| 実施する施策 | 期間・数値目標等 |
|---|--|
| (3) 受け手に情報が確実に伝わるための体制整備 | |
| <p>浸水想定区域内の住民に対して警戒水位、危険水位の到達情報の確実な伝達と警戒水位以上の水位情報の公表</p> | <p>次期通常国会に向けて水防法改正を検討</p> |
| <p>市町村が避難勧告等の情報を発令するに際して、河川管理者等が保有するダム放流警報用スピーカー、電光掲示板などを市町村に開放</p> | <p>平成16年度中にガイドラインを作成し、使用ルール等の整理の後、平成17年度から開放。より効果的効率的な活用を検討するため、地方整備局等で試行。</p> |
| <p>河川管理者が保有するCCTV等による画像情報の自治体・報道機関等への積極的な提供</p> | <p>平成16年度中にガイドラインを作成。平成17年度以降、沿川の希望するすべての自治体・報道機関等と調整し、提供先を拡大。</p> |
| 2. 平常時からの防災情報の共有の徹底 | |
| (1) 浸水想定区域等の区域指定の拡大 | |
| <p>洪水到達時間や過去の洪水実績と降雨量の関係など、どの程度の雨で、いつ頃危険かといった身近な河川等の情報の住民への周知</p> | <p>平成16年度中にマニュアルを作成し、主要な中小河川約1900河川で平成17年度以降3年間で実施。</p> |
| <p>浸水想定区域の指定・公表を義務化する河川の拡大</p> <p>都道府県知事が行う浸水想定区域の指定・公表に要する調査経費に対する助成</p> | <p>主要な中小河川である水防警報河川における浸水想定区域の指定・公表の義務化について、次期通常国会に向けて水防法の改正を検討。</p> <p>平成17年度予算において制度を要求中</p> <p>これにより、平成17年度以降5年間で、約1900河川の浸水想定区域を指定・公表。</p> |
| <p>土砂災害警戒区域の指定を緊急に全国展開</p> | <p>平成17年度以降5年間で、過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所約6000箇所を指定。うち平成17年度は約1000箇所を緊急指定。</p> |

| 実施する施策 | 期間・数値目標等 |
|--|--|
| (2) ハザードマップの全国的緊急配備 | |
| <p>主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップ作成・公表の義務付け</p> <p>市町村が行う洪水ハザードマップの作成・公表に要する調査経費に対する助成</p> | <p>主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップの作成・公表の義務化について、次期通常国会に向けて水防法改正を検討。</p> <p>平成17年度予算において制度を要求中</p> <p>これにより、平成17年度以降5年間で、約2300市町村で作成・公表。</p> |
| <p>土砂災害ハザードマップを土砂災害のおそれのある地域での作成・公表</p> | <p>土砂災害警戒区域の指定にあわせて、平成17年度以降5年間で、約6000箇所での作成・公表を実施。</p> |
| (3) 水害等に適合した避難場所の総点検への支援 | |
| <p>水害等に適合した避難場所の総点検と全面的な見直し</p> | <p>平成17年度から、ハザードマップの作成・公表にあわせて、市町村が行う見直しを支援</p> |
| 3. 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上 | |
| (1) 防災施設の整備状況の調査・評価・公表 | |
| <p>地域の災害安全度や防災施設の整備状況の調査・評価・公表及びその結果に基づいた整備進捗の管理</p> | <p>平成17年度から実施</p> |
| (2) 堤防の質的強化 | |
| <p>計画高水位に達するような高い水位が長時間続いても容易に壊れないよう堤防の質的強化対策の実施</p> | <p>平成17年度以降5年間で、直轄河川についてはすべての堤防の詳細点検を完了。中小河川の主要な区間については平成16年度に作成した点検・対策ガイドラインに基づき、堤防現況図(カルテ)を作成。点検結果、背後地の重要性、被災した場合の被害の程度等を勘案して優先整備区間を定め、順次実施。</p> |

| 実施する施策 | 期間・数値目標等 |
|--|---|
| (3) 防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用 | |
| <p>降雨予測技術の進展も踏まえた、ダムの機能をより効果的に発揮させるための操作ルールの変更</p> | <p>平成16年度中に雨量データの分析を行い、ガイドラインを作成。平成17年度から、直轄・水機構のすべてのダムについて速やかに事前放流等について検討し、その結果に基づき、操作規則の変更も含めて随時実施。一定規模以上の補助ダムについても同様に実施。</p> |
| 4. 地域の防災対応力の再構築 | |
| (1) 災害時要援護者への対応 | |
| <p>高齢者等の災害時要援護者の円滑な避難行動支援のための仕組みの整備</p> | <p>関係省庁と連携し、平成16年度中に避難支援のガイドラインを作成。</p> |
| (2) 水防活動等の体制強化 | |
| <p>水防団員の労苦に報いる条件整備</p> | <p>次期通常国会に向けて水防法改正を検討</p> |
| <p>水防活動に協力するNPO等と水防団が連携する制度の創設</p> | <p>次期通常国会に向けて水防法改正を検討</p> |
| (3) 地下空間における避難誘導体制の構築 | |
| <p>大規模な地下空間の管理者に洪水時の避難確保計画の作成を義務付け</p> | <p>次期通常国会に向けて水防法改正を検討</p> |
| 5. 河川管理者の防災体制の総点検と改善 | |
| <p>国及び地方の河川管理者の災害時の危機管理体制や平常時の対応等を総点検</p> | <p>国については平成16年中、地方については来年の出水期までに結果をとりまとめ</p> |